

機関番号：34429

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2011

課題番号：19710225

研究課題名（和文） リプロダクティブ・ライツと少子化問題—抽象的規範から具体的権利の確立へ—

研究課題名（英文） Reproductive rights and the problem of a decrease in the number of children due to a lower birthrate.

研究代表者

谷口 真由美

大阪国際大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：90388653

研究成果の概要（和文）：日本の少子化が進行している背景の一つには、「リプロダクティブ・ライツ」が保障されていないことが挙げられる。また、何故それが保障されていないのかといえば、「リプロダクティブ・セキュリティ（性と生殖の安全保障）」が確保されていないからであると考えられる。女性やカップルは、子どもを「産まない」という理由だけではなく、「産めない」（産みたいのに産めない・産んでも育てられない）という事情がある。安心して産める・生んで育てられる社会とはどのような社会なのか。リプロダクティブ・ライツやリプロダクティブ・セキュリティの観点から明らかにする。

研究成果の概要（英文）：One of the major factors causing continuous fall in the national birth rate is the lack of social infrastructures to secure women's reproductive rights in Japan. To reverse this worsening trend, we need to apply the concept of "Reproductive Security" to discussion. In recent years, women choose not to have a child for various reasons. Some just choose to have a life without children based on their own will, others are reluctant to give birth to and raise children due to insecure social support system although they desire to have a child. In this paper, from the point of view of reproductive rights and reproductive security, I analyze the current situation where women have to give up to have children and argue what measures are necessary so that women can have children and raise them without anxiety.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,500,000 ※（内、597,613円 は産休中断のため 返還。差引後は 902,387円）		1,500,000 （※分を差引後は 902,387）
2008年度	597,613		597,613
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
総計	3,300,000 （※差引後）	540,000	3,840,000 （※差引後）

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：複合新領域、ジェンダー

キーワード：リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・セキュリティ、少子化問題、人間の安全保障、産む自由、産めない事情、ジェンダー

科学研究費補助金研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

2004年に上梓した博士論文『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』において、「リプロダクティブ・ライツ」及び「リプロダクティブ・ヘルス」両概念の由来、背景、生成過程、内包する概念（構成要素）をまず明らかにした。また、国際連合（国連）における、各種人権条約関連委員会での両概念の扱われ方、さらに、日本において両概念がどのように理解されているのか、関連する法にはどのようなものがあるのか、政策等にはどのように反映しているのかについて検討を行ったものである。そのなかで、両概念のより詳細な検討のためには、それを構成する諸権利の内容と性質、これらの権利が規律する場面を詳細かつ緻密に検討し、もって、「リプロダクティブ・ヘルス」及び「リプロダクティブ・ライツ」概念の理論化を行わなければならないことを指摘した。

そのため、とりわけ人権としての「リプロダクティブ・ライツ」の理論の検討を行うために、現在の日本で問題となっている「少子化」を通じて検討を行うことが有効であると考えたのが、本研究を開始した当初の問題意識であった。

2. 研究の目的

上記の問題意識の下、研究計画を立てた2006年の日本における合計特殊出生率は、1.32と世界最低の水準であり、少子化は止まる様子もなかった。日本においては、「女性が産まなくなつたから子どもが減つた」ということはよくいわれる。背景として、女性の高学歴化や社会進出が挙げられ、少子化対策として職場環境の改善や待機児童の解消等が推進されることとなった。これらは、どちらかといえば、少子化問題解消のために働く女性にフォーカスをあてる政策が重点的であったように思われる。しかし、働いていない女性も含め、女性が「産んでない現状」は、女性やカップルが「産みたいのに産めない」状況にあり、さらにはリプロダクティブ・ライツという人権の侵害が引き起こされているという視点はない。

そこで、本研究では「リプロダクティブ・ライツ」を単なる抽象的規範としてではなく、具体的な権利として捉えるための手がかりとして「少子化問題」から検討を加えることとした。

3. 研究の方法

方法論は、大規模質問紙調査等を行っていないため、基本的には文献調査による研究と、国連関係諸機関へのヒアリング調査及び資料収集、また、国際会議への参加等である。

そのなかで、2009年度には、8月に国

連欧州本部の人権高等弁務官事務所

(UNHCHR)、世界保健機構(WHO)を訪問し、国連におけるリプロダクティブ・ライツ及びリプロダクティブ・ヘルスの推進策についての担当者のヒアリング及び情報収集を行った。その結果、国連のジェンダー主流化の流れのなかで、各機関が連携をはかりながらリプロダクティブ・ライツ及びリプロダクティブ・ヘルスを推進していることがよくわかった。

また、2010年2月—3月にかけ、国連ニューヨーク本部で開催されていた、経済社会理事会女性地位委員会(CSW)第54会期(北京+15)に参加し、当該委員会の傍聴とNGOフォーラムへの参加を通じ、各国のNGO関係者や研究者、また政府関係者と活発な議論を交わすことができた。その中で、1995年に開催された第4回世界女性会議が北京で開催されて以来、国連主導の世界女性会議が開催されていないのは、①世界的な金融危機の影響、②北京で採択された行動綱領が素晴らしいものであるためその実施が大切であること、③北京行動綱領でのリプロダクティブ・ライツ及びリプロダクティブ・ヘルス概念を後退させてはならないという消極的な理由、の3点が挙げられることが判明した。

4. 研究成果

(1)「リプロダクティブ・ライツ」と「リプロダクティブ・ヘルス」概念

両概念は、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議ではじめて国際社会で定義された概念である。

リプロダクティブ・ヘルスとは「性と生殖の健康」と訳され、「人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する。この最後の条件で示唆されるのは、男女とも自ら選択した安全かつ効果的で、経済的にも無理がなく、受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない他の出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利、および、女性が安全に妊娠・出産でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を与えるよう適切なヘルスケアサービスを利用できる権利が含まれる。」と定義されている。つまり、①「生涯を通じた性と生殖の健康」と、②「リプロダクティブ・ヘルスケアサービスを適切に利用できる権利」のことである。

また、リプロダクティブ・ライツとは「性と生殖の権利」と訳され、「国内法、人権に関する国際文書、ならびに国連で合意したその他の関連文書ですでに認められた人権の

一部をなす。これらの権利は、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを得る権利を認めることにより成立している。その権利には、人権文書に述べられているように、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。」と定義されている。つまり、①「リプロダクションの自己決定権（自己の生殖をコントロールする権利＝他者から強要されずに「産む自由・産まない自由」を自己選択できる自由・権利）」と、②「リプロダクティブ・ヘルスケアへの権利」という二つから成り立っているといえる。

(2) 「リプロダクティブ・セキュリティ」

上記の定義に則り、リプロダクティブ・ライツがきちんと保障されていれば、「産みたいのに産めない」事情は無いはずである。しかし、実際は現在の日本においても、「産みたいのに産めない」事情は存在する。リプロダクティブ・ライツが保障されていれば、カップルや個人が子どもを持ちたいと望む指標として、本当は欲しい子どもの数をあらわす「理想子ども数」、実際に産むつもりである「予定子ども数」、そして一人の女性が一生に産む子供の平均数である「合計特殊出生率」の間にはそれほど乖離はないはずである。しかし実際には、「理想子ども数」が2.48人、「予定子ども数」が2.11人、「合計特殊出生率」は1.26人となっている（国立社会保障・人口問題研究所第13回出生動向調査（結婚と出産に関する全国調査）（2005年）より）。

これは、そもそも権利が保障される社会的基盤が無いからだと考える。その基盤が無い状態を、「リプロダクティブ・セキュリティ（性と生殖の安全保障）」が存在しない状態であると考える。この概念は、リプロダクティブ・ライツのレンズを通して考察した「人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）」を手がかりにしている。リプロダクティブ・ライツの精緻化のために、リプロダクティブ・セキュリティ概念の検討から入ることで、単なる社会規範ではなく、少子化という事象をきちんと捉えることができると考える。

これまで、「人間の安全保障」という概念それ自体が、外的安全も内的安全もほぼ確保されている日本にとってはむしろ、国際政策としての位置を占めている。実際、これまでのところ国際政策の理念として「人間の安全保障」という概念を積極的に導入してきた。現在のグローバリゼーションが進む世界では、国家の安全保障という概念が、国を中心

とする安全保障の概念を超えて、人間を中心とする安全保障という概念に変化し始めている。2003年に、日本政府が出資・支援し組織された「人間の安全保障委員会」が出した最終報告書によると、人間の安全保障とは、「人間の中枢にある自由を守ることであり、生存、生活及び尊厳を確保するための基本的な条件を人々が得られるようなシステムを構築することでもある」と述べられている。もっと端的に言えば、「欠乏からの解放、恐怖からの解放、自分自身のために行動する自由」と定義されている。本報告書においては、人権を人間の安全保障の中心課題として位置付け、両者は相互に高めあう概念であると説明する。また、武者小公秀路氏は、人権は人間の権利と義務を明確にするが、人間の安全保障は、人権をとりまく状況を問題とすると考えて、人権と人間の安全保障を別のものでみている。人間の安全保障と人権との関係については、種々の議論があるが、ここではそれらについて紙幅の関係上、詳細に論じることができない。

健康であることは人間の安全保障の実現に不可欠であり、その手段とも位置づけられる。また、女性のための「人間の安全保障」を実現するためには、リプロダクティブ・ヘルスの視点が重要であることも認識されている。

人口爆発の問題は、「人間の安全保障」の範疇に入るが、少子化の問題はこれまで「人間の安全保障」の議論には無かった。その理由として考えられるのは、少子化が進行しているのはいわゆる「先進国」の問題であって、経済的にも社会的にも（GDP等）で上位に位置している国家においては、従来のマルサス的人口論である人口と食糧・水の問題を引き起こさないとされたため、少子化問題は人口問題としても、特に一人の人間としての問題は生じないと思われてきたのではあるまいか。

リプロダクティブ・セキュリティという概念は、Maurice I. Middlebergが2003年に下記の定義を確立している。

「リプロダクティブ・セキュリティとは、生涯を通じたリプロダクティブ・ヘルスに関し、誰もが最も顕著なリスクについて合理的な知識をもち、リプロダクティブ・ヘルスに関連する疾病や障害についての予防、及びそれらに対処するための効果的な戦略に精通しているということを意味する。リプロダクティブ・セキュリティは、コミュニティ、制度や政策レベルでの支援が整った環境を介して強化される。」

これはあくまで、途上国に向けた概念ではあるが、それによると、リプロダクティブ・セキュリティは、リプロダクティブ・ヘルスに関するプログラムを下記の6つの重要な

要素からアプローチすることとしている。それは、①「リプロダクションに関するリスク分析 (Reproductive risk analysis)」、②「健全な生殖行動の奨励 (Encouraging healthy reproductive behaviors)」、③「コミュニティ・エンパワメント (Community Empowerment)」、④「制度的能力開発 (Institutional capacity building)」、⑤「最高水準の健康に関する技術の利用 (Use of optimal health technologies)」、⑥「公共政策の啓発 (Public policy advocacy)」である。現在の少子化が進行する日本においても、これらのアプローチは有用であろう。

(3) リプロダクティブ・セキュリティと少子化問題

少子化対策基本法の前文の書き出しには、「我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾（ぞ）有の事態に直面している。」と述べられており、少子化問題は国家における「危機（的状況）」なのだと主張されている。

従って、日本における「産みたいのに産めない」という人権問題の存在を看過してはならず、「リプロダクティブ・セキュリティ」という概念から現在の「産めない」という事情を明らかにし、その理由を軽減させることは大変重要なことなのである。

日本において、子どもを持ちたいと望むカップルや個人の割合は、前述のように平均して二人を超えている。産めない理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」であり、「家が狭いから」、「高齢で産むのはいやだから」と続く。その背景には、ジェンダーの問題、労働問題、経済的理由、産科医療問題等が複雑に絡まりあう。人権としてのリプロダクティブ・ライツの視点から考察すると、人権侵害が引き起こされている状況であり、事象も含めた問題として捉えたリプロダクティブ・セキュリティの観点から考察すると、日本では「出産の自由」は保障されておらず、またその基盤も整っていないといえる。

(4) まとめにかえて

日本における少子化の要因の一つとして、子どもを「産みたいのに産めない」という事情があり、それは人権侵害なのであるという観点から考察を試みた。まずは事情を明らかにすることに力点をおいたため、現在の子育て支援や少子化対策の諸法制度についての考察、また、人権条約上の権利として「産みたいのに産めない」ということについての解決法についての検討まで至らなかった。ただ、

「産みたいのに産めない」のはリプロダクティブ・ライツの侵害であり、それはリプロダクティブ・セキュリティが確保されていない社会であり、そのような基盤が整っていないということを明らかにした。本研究で力点を置いたのは、「子どもを産める状況にあるのか」、「産みたいと望んだ時に産める状況にあるのか」、「産めないにはどのような事情があるのか」ということである。理想子ども数と実際に持てる子ども数との乖離や、未曾有の不況下での経済・労働問題、働く女性・働きたい女性が増えているにも関わらず妊娠・出産時の不利益を被っていること、また、男性の育児休業を含め取得しにくいこと、諸制度・慣行がもはや時代とそぐわないこと、出産のできる場所の減少による不安感の広がり、出産や子育てが社会化しておらず、ともすれば個人の責任論に矮小化されてしまっていることなどにその要因があるのではないか。

少子化対策は国の施策として考えられているが、子どもを産むことや子育ては（女性）個人の問題として捉えられがちだ。子どもを産み・育てることへの不安感の広がり、産みたいけれど、産めない」ということに結びついているのではないか。かかる産めない事情を、個人の問題（事情）として捉えるのではなく、リプロダクティブ・ライツが享受できていない状況、つまり産みたいと考えている人々への人権侵害の状況が生じているのであり、安心・安全に子どもを産む権利・産める環境が十分に確保されていない、つまりリプロダクティブ・セキュリティが確保されていない社会であること再確認する必要がある。

産む自由・産まない自由とは、他者から強要されずに自己選択できる自由であり権利である。産む自由を選択したときに、産めることを選択できる状況にあるのだろうか。これまでのリプロダクティブ・ライツの議論は、少子化という問題を前にして、「産む」という問題に積極的に関与することを避けてきたようにさえ思われる。

今後の課題は、今回の研究を踏まえたうえで、やはり「リプロダクティブ・ライツ」が権利として保障されるための理論の精緻化の作業であり、保障される基盤そのものとしての「リプロダクティブ・セキュリティ」の視点を使いながら深化させることであると考える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①谷口真由美「日本の女性はなぜ子どもを産ま(め)ないのか?—リプロダクティブ・セキュリティの必要性—」ヒューライツ大阪『国際人権ひろば』2009年3月号、16-17頁、2009年。査読無。

②谷口真由美「リプロダクティブ・セキュリティ概念の一考察」、(財)世界人権問題研究センター『研究紀要』第16号、(2011年6月刊行予定)。査読有。

③谷口真由美「第54回女性の地位委員会報告」、ヒューライツ大阪『国際人権ひろば』2009年7月号、16-17頁、2009年。査読無。

④谷口真由美[書評]岩田重則著『<いのち>をめぐる近代史：墮胎から人工妊娠中絶へ』、日本人口学会研究紀要『人口学研究』第45号。査読無。

[学会発表] (計2件)

①谷口真由美「リプロダクティブ・ライツの生成」、ジェンダー法学会、2007年12月9日、文京学院大学。

②谷口真由美「リプロダクティブ・セキュリティ概念の一考察」、日本人口学会第61回大会、2009年6月14日、関西大学。

[図書] (計2件)

①谷口真由美『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』、信山社、2007年。

②谷口真由美「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」、山下泰子・辻村みよ子・朝倉むつ子、戒能民江編『コンメンタール女性差別撤廃条約』尚学社、345-351頁、2010年3月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

谷口 真由美 (MAYUMI TANIGUCHI)

大阪国際大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：90388653